

2013年 JAF四国ダートトライアル選手権 第4戦  
2013年 JMRCオールスター選抜ダートトライアル 第4戦  
'13CMSCアストロトライアル  
特別規則書 草案

公示

本競技会は日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則、その付則ならびにJMRC四国スラロム競技統一規則書に従って開催する。

2013年日本ダートトライアル選手権規定及び、スピード行事競技開催規定ならびに本競技会特別規則書に従い準国際競技として開催される。

- 第1条 協議会の名称** '13CMSCアストロトライアル
- 第2条 競技種目・格式** ダートトライアル JAF公認準国内競技 公認番号（ - ）
- 第3条 開催日** 2013年6月9日
- 第4条 開催場所** 名称 ; 香川スポーツランド  
所在地 ; 香川さぬき市造田宮西1965 (TEL 0879-52-61335)
- 第5条 オーガナイザー** 名称 ; コルトモータースポーツクラブ香川 (CMSC香川)  
代表者 ; 白井 修  
住所 ; 香川県高松市飯田町254-3 (TEL&FAX 087-881-7888)
- 第6条 大会役員** 審査委員長 藤沢 繁美 審査委員 平尾 高治  
組織委員長 藤原 裕三 組織委員 山地 秀樹  
組織委員 井上 勇三
- 第7条 競技役員** 競技長 白井 修 副競技長 平尾 高王  
コース委員長 藤沢 隆志 技術委員長 神高 浩  
計時委員長 平尾 高王 事務局長 白井 修
- 第8条 参加申込及び参加費用**
- 1) 参加申込場所及び問合せ先（大会事務局）  
上記オーガナイザーに同じ
  - 2) 参加受付時期  
2013年5月19日（日）～2013年6月3日（月）消印有効
  - 3) 参加料  
選手権クラス ; 15,000円 弁当付  
クローズドクラス ; 10,000円 弁当付
  - 4) 参加車両名  
参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名：ランサー、シビック等)を入れること。
  - 5) 参加台数 全クラス合計100台までとする。
  - 6) 参加クラス 1名につき1クラスのみとする。
  - 7) 重複参加 同一車両の参加は2台までとする。
  - 8) 提出書類 JMRC四国スピード行事共通申込書
- 第9条 開催タイムスケジュール**
- |         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 受付      | 7:30～8:30 | 公式車検    | 7:50～8:50 |
| コースオープン | 8:00～9:00 | ブリーフィング | 9:00～9:15 |
| 出走      | 9:30～     |         |           |

## 第10条 参加車両

- |           |    |                    |               |   |               |
|-----------|----|--------------------|---------------|---|---------------|
| 1) 選手権クラス | S1 | ;                  | 二輪駆動のSA及びSC車両 |   |               |
| N1        | ;  | 二輪駆動のN車両           | S2            | ; | 四輪駆動のSA及びSC車両 |
| N2        | ;  | 1600cc以下の四輪駆動のN車両  | D             | ; | D車両(クラス区分無し)  |
| N3        | ;  | 1600ccを超える四輪駆動のN車両 |               |   |               |
- 2) クローズドクラス 2013年JAF国内車両規則スピード車両規定に合致した車両
  - 3) ゼッケンを左右ドアに貼り付けること。
  - 4) パドック内で給油する場合は粉末消火器3kg以上を準備し給油すること。
  - 5) 車両の変更については当該年の日本ダートトライアル選手権規定に準拠する。

## 第11条 参加資格及び競技運転者

- 1) 選手権クラス参加者は、当該年度有効なJAF競技運転者許可証 国内B級以上を所持していなければならない。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証を所持していなければならない。
- 3) 競技中事故による死亡あるいは傷害について最低一千万以上補償される保険に加入していなければならない。  
なお、参加受付時にその保険証書(コピー可)または全国共同共済加入のJMRCから発給された当該年度有効な共済会員証が確認できること。

※共済利用で未加入の競技運転者は、当日参加受付時において、JMRC四国共済への加入を義務付ける。

- 4) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込みに際し、親権者の承諾書を提示しなければならない。
- 5) その他何らかの理由により、警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。

## 第12条 スタート・計時・順位決定

- 1) 旗または信号の合図によるランニングスタートとする。
- 2) 自動計測器によって1/1000秒までの計測とする。
- 3) トライアルは2回行いそのベストタイムの最も速いタイムを記録したものを上位とする。
- 4) 同じタイムの場合は次のとおり順位を決定する。  
(1)セカンドタイムの速いもの。(2)排気量の小さい車両。(3)審査委員会の決定による。

## 第13条 罰則規定

- 1) 開催日の受付時間に遅刻した参加者及び競技運転者は理由の如何にかかわらず出走できない。
- 2) パイロンの接触もしくはパイロン倒しは1ヶ所につき5秒加算。  
※パイロンタッチの対象となるパイロンはドライバーズブリーフィングにて発表する。
- 3) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は本競技会を失格とする。
  - (1) 競技役員の指示に従わなかったとき。
  - (2) 不正行為をした場合。
  - (3) コースアウト等で当人以外に危害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。
  - (4) 車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に技術委員長の承認を得ず協議車両の変更、改造を行った場合。
  - (5) ドライバーズブリーフィングに参加しなかった場合。
- 4) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はその回の競技を無効とする。
  - (1) スタートの合図から30秒を経過してもスタートしない場合。
  - (2) スタート時刻までにスタート位置につかない場合。ただし、オーガナイザーの指示があった場合はその限りではない。
  - (3) ミスコース、ショートカット等と判断された場合。ただし、ミスコース、ショートカット等に気付き直ちに車両を正しいコースに戻した場合はその限りでない。
  - (4) スタートして3分以内にゴールしなかった場合。スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
  - (5) 出走中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合

## 第14条 賞典

全クラス 1~6位 (ただし参加台数により加減する。)

## 第15条 延期・中止

当該年の日本ダートトライアル選手権規定第31条に準拠する。

## 第16条 その他

- 1) 本規則書（抗議を含む）に記載されていない事項については、J A F国内競技規則及びJ M R C四国スラローム競技統一規則書に準拠する。また、競技運営に関する規則及び掲示は公式通知によって示される。  
（公式通知はコントロールタワー下の掲示板に掲示）
- 2) 本規則書発行後、J A Fにおいて決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。
- 3) 本規則は本競技会に適用されるもので、2013年5月19日より有効となる。本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

## 第17条 見舞金制度

全ての競技参加者は2013年に（地区問わず）有効な見舞金制度に加入し、競技会受付時に加入証を提示しなければ出走できない。

未加入の場合は、当日受付にてJMRC四国スポーツ安全保険(2000円)に加入できる。ただし、スポーツ安全保険では当日のイベントは担保できないため、旧JMRC四国共済制度を適用し加入証を発行する。

後日、加入者にはスポーツ安全保険加入証を発行し郵送する。

加入の証明ができない場合は、LMRC四国スポーツ安全保険事務局の加入者リスト資料を参考にするがリストに反映するには一週間程度を要する為早めの加入を推奨する。